

平成19年(行ウ)第75号ほか11件 生活保護変更決定取消請求事件
原告 鈴木 カツエほか11名
被告 足立区ほか9名

代理人陳述

2008年(平成20)年3月24日

東京地方裁判所 民事第2部D係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 田 見 高 秀

原告最終準備書面の第2章の要旨を述べます。

1, 第2章第1ないし第3について

生活保護の基準を策定し変更する権限は,生活保護法8条により厚生労働大臣に与えられていますが,この権限は,憲法25条,及び生活保護法の基本原理と原則を定めた同法1条,3条,5条,9条等によって制約されています。

憲法25条による制約には二つの側面があります。

第1の制約は,憲法25条が,一定の幅を持つけれども客観的な「健康で文化的な最低限度の生活」を想定し,こうした生活水準を全ての国民に保障していること,ここからくるものです。本件のように厚生労働大臣が保護基準を切り下げる方向で変更したとき,変更後の保護基準による生活水準が「健康で文化的な最低限の生活」保障する線を下回るとき,その変更行為は憲法25条に違反し違憲無効となります。

第2の制約は,憲法25条が,「健康で文化的な最低限度の生活」を破壊するような作為を禁じているということからくるものです。厚生労働大臣が保護基準を大幅に切り下げて,生活保護の被保護者がそれまで送ってきた水準の生活を継続維持することを不可能にすることは,それ自体が憲法25条に違反するものです。生活保護の被保護者に,そのような苛酷な生活水準切り下げを強いることは,生活破壊的な行為であり,憲法上許されないものです。

こうした憲法25条の趣旨は,生活保護法の基本原理の条文に具体化されています。生活保護法1条,3条,9条がそれであり,保護の基準が「健康で文化的な生活水準」を維持することができないものであれば,そうした保護基準を策定し変更した厚生労働大臣の行為は,法1条,3条及び8条それ自体にも違反して違法であ

り、また、要保護者の生活の実情に最も適応した保護が与えられることを要請する法9条にも反し、違法なものとなります。

また、老齢加算を減額・廃止した今回の厚生労働大臣の行為は、国際人権規約である「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」（「社会権規約」）の解釈を定めた「一般的意見」に反するものです。1995年の「一般的意見」第6は、「景気後退及び経済の再調整の時期には、高齢者は特に危機にさらされる。・・・深刻な資源の制約の時でも、締約国は、社会の弱い構成員を保護する義務を負っている」と述べ、2000年の「一般的意見」第14は、「意図的に後退的措置がとられる場合には、締約国は、それがすべての選択肢を最大限に慎重に検討した後に導入するものであること、及び、利用可能な最大限の締約国の資源の完全な利用という文脈において、規約に規定された権利全体との関連でそれが正当化されることを証明する責任を負う」という準則を示しています。本件における厚生労働大臣の老齢加算減額・廃止措置は、社会権規約のこれら準則に明らかに反したものです。

ここで、法8条による厚生労働大臣の保護基準を策定し変更する行為の法的性質について述べれば、これは厚生労働大臣の自由裁量行為ではなく、今述べたような憲法や生活保護法等の制約に服する羈束裁量行為であるというべきです。平たく言えば、厚生労働大臣は、保護の基準を設定する権限を、憲法・生活保護法等に従って行使しなければならず、これらに反する内容で、その権限を行使したときは、その行為は違法と評価される、単に当・不当の問題ではない、ということです。

仮に、「何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断が、いちおう、厚生大臣の合目的的な裁量に委されて」いるとした場合でも、その認定判断による裁量権の行使に逸脱・濫用があるときは、やはり違法と言わなければなりません。具体的に言えば、厚生労働大臣が、老齢加算減額・廃止措置を行うか否かを判断した際、「本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当、容易に軽視し、その結果当然尽くすべき考慮を尽さず、本来過大に評価すべきでない事項を過重に評価」して行ったものであるときは、その保護基準の変更は裁量権の逸脱・濫用として違法となるのであり、本件は、まさに保護基準変更権限の逸脱・濫用にあたります。

以上が、第2章の第1から第3の内容です。続いて、第4と第5につき、要旨を述べます。

2、第2章第4、第5について

まず、老齢加算廃止後の生活保護費は、その対象であった70歳以上の高齢の生活保護受給者である原告らの「健康で文化的な最低限度の生活」の需要を満たすに

十分なものなどとは到底言えません。

さらに、老齡加算減額・廃止措置は、むしろ、原告らの生存権の実現に障害となるような行為と言わなければなりません。

本書面で、以上の結論を自明のものとする証拠及び事実として、二つの大事な点を指摘しています。一つは、最低生活費の算定の実証的数値、今ひとつは、陳述書及び原告本人尋問で証明された原告らの生活の実態です。

まず、第1の点は、最低生活費が実証的に算定しうるものだという点です。原告側証人として証言した佛教大学社会学部金澤誠一教授の証言及び意見書がこれを明らかにしています。金澤教授が、実態調査により実証的に算定した最低生活費（生活扶助相当支出額）は、予備費を含めない場合でも103,112円（住居費別）となります。他方で、東京都各区等（1級地-1）における老齡加算相当額を加えた生活扶助基準は、93,850円（平成15年度）でした。つまり、老齡加算を加えた生活扶助基準であったとしても、それ自体が既に最低生活費を下回っていたのであり、これから、さらに17,630円減額した本件老齡加算減額・廃止措置は、原告らの生存権を侵害するものと言わざるを得ないのです。

第2の点は、原告らのギリギリの生活実態です。第5項で詳細に述べてあります。生活費の減額は、誰にとっても苦痛を伴うものですが、とりわけ、原告らのように93,850円（住居費は除く）で1ヶ月を過ごしていた生活を、さらに20パーセントも減額された75,770円（住居費は除く）で生活するよう徹底した節約を強いられるというのは、まさしく苛酷の一語につきるものです。

裁判審理で明らかになったとおり、厚生労働大臣が老齡加算減額・廃止措置をすると政策決定した際、根拠としたのは、平成11年の個人消費に関する統計調査の結果から得られた消費支出額を示す数字、ほぼこれのみでした。統計数値は、調査対象世帯の、単純平均を示す数値以上のものではありません。統計数値に従えば「健康で文化的な最低限度の生活」の水準となるという保障はありません。老齡加算という生活保護基準を減額・廃止するという社会保障の後退的措置を実行すれば、景気後退などの影響をもっとも受けている高齢の生活保護受給世帯の生活にどのような影響が生ずるかという、本来当然に考慮すべき事項を厚生労働大臣が考慮したとか、判断のため特段の調査をしたとか、いうこともありません。今回の措置は、人間を、人間それ自体として捉えることなく、税からの給付である支給される生活保護費の受取人として、つまり金額に抽象化された存在としてのみ捉えた措置と言わざるを得ません。

3 , 結論

以上のとおり、本件老齡加算減額・廃止措置は、原告らの生存権を侵害するものであり、原告らの生活保護費を減額した本件各処分は違憲・違法であって、取り消されるべきものです。

以 上